営業許可申請書の記入例 岡山市保健所長 様

検査日は毎週火曜・木曜です。 午前(9:30 ~11:30) 午後(13:30~15:30)

年 月 日

			3 10.007	検査希望日			
	営業許可申請書・営業	届(新規	し、継続)	月 日 曜日 午前・午後			
	食品衛生法(第55条第1項・第57条第1項)の規定に基づき	く 係書類を提出しま					
・食品衛生法に基づく営業許可申請、営業届出等の個人情報の取扱いについて 確認済み口 (以下の情報は、食品衛生申請等システムに登録します。) ・開示可報確認 (以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。次の事項 チェック							
							1. てください) 申請者・届出者氏名 申請者・届出者住所 営業施設名称、屋号又は商号 □公開 □非公開
		03-1257	FAX番号:	086-803-1757			
申請者・届出者情	電子メールアドレス hokenshoeiseika@city.okayama.l	lg.jp	法人番号:	5000020331007			
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地 番号がわからない場合は、国税庁 「法人番号公表サイト」で検索してください 途後を						
	周山市北区使田町一丁目1番1号 (ふりがな) おかやましょくひんかぶしきがいしゃ だいひょうとりしまりやく			直際後職			
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名			満の方 が申請する場合 ニ申し出てください。			
報	おかやま食品株式会社 代表取纬役 周		平成元 年	1月 1日生			
	郵便番号: 700-8546 電話番号: 086-80	03-1257	FAX番号:	086-803-1757			
	電子メールアドレス: eiseika-shokuhin@ciły,okayama,lg,jp						
	施設の所在地						
	周山市北区鹿田町一丁目1番1子 会館ビル5F501号						
	(ふりがな) ナをっく ひーち						
	施設の名称、屋号又は商号						
	スナック PEACH		①食品衛生監押員 ②△	·品衛生管理者 ③調理師			
酒	(ふりがな)	資格の種類	①食品衛生監視員 ②恨 ④製菓衛生師 ⑤栄養士 ⑦と畜場法に基づく衛生	: ⑥船舶料理師			
営業施設情報	おかやま はなこ	25 IB 12 IE255	⑧と畜場法に基づく作業⑨食鳥処理衛生管理者				
	及人比較昨以は田とれる県目ワけ宏思与壮も制造する学:			会(適正と認める場合を含む)			
	周山 老子		講習会名称。周山	県 令和2年2月2日			
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装	自由記載	受講都道府県				
	調理品・アルコール飲料		人們 即但 们 不	H 17 C HD4W 7 'O			
	自動販売機の型番	業態					
	酒類提供花衫		Į.				
	※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 HACCPの取組 HACCPの取組						
	□ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理						
業種に対	指定成分等含有食品を取り扱う施設						
応じ、							
た情報	輸出食品取扱施設 後この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 □						
	営 業 の 形 態	備考					
泊	4						
営業届出	2 営業届のある人は併せて記入						
	3						
担	 ^(ふりがな) おかやまはなこ		電話番号				
11当主	担当者氏名	<u></u>					
旧	周小光子		1 090-1111-9	uuu			

	【許可申請の	場合のみ使用】				
申		頁関係	該当がないことを確認してくだい。	—該当に は ☑		
請者・口	(1) 食品衛生	:法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ :がなくなった日から起算して2年を経過していなレ	、その執行を終わり、又は執行を受 \こと。			
届出者は	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。					
情報						
営業施設情報	食品衛生管理	る度品又 別 □③調製粉乳 □⑥魚肉ソーセージ □⑨マーガリン □④食肉製品 □⑦放射線照射食品 □⑩ショートニング 資格 者の氏名 ※「食品衛生管理者選任(変更)届」も別途必要 該当するものに☑チェックを入れてください。	D) は脱臭の過程を経て製造されるもの) □⑪添加物 (法第13条第1項の規定により規格が定められた の種類 講習会名称 年 た講習会 正登録番号※自動車において調理をする営業のも	月日		
	① 水道水 (🔽 ;	水道水 □ 専用水道 □ 簡易専用水道)				
	② □ ①以外のf 飲食店のうち簡		用食肉の加工又は調理を行う施設			
業種	ふぐの処理を行	う施設	THE PARTY OF THE P			
に応じ	(ふりがな)					
た情報	ふぐ処理者氏	名 ※ふぐ処理する営業の場合 認定	工番号等			
	添付書類	にチェックを入れてください。				
添付書類	□ (飲用に) □ 食品衛生	造及び設備を示す図面(事業譲渡の場合は省略可) □				
事業譲	営業を譲り受	けたことを証する旨				
譲 渡						
	許可番号及び	常子 営業の種類 飲食店営業	備考			
営業許	2	月日				
許可業	年	月日				
種	3 年	三 月 日				
	4					
備考	◆許可業種の営	業 □有(業種: 許可番号: □無)			